

新しいタイプの商標の保護について

商標法一部改正のお知らせ 2015年8月14日

浅野国際特許事務所 国際知的財産戦略研究所

■ 新しいタイプの商標とは何でしょうか？

従来、日本では、文字商標、図形商標、記号商標、立体商標のみ保護されていました。平成26年度改正により、①動き商標、②ホログラム商標、③色彩のみからなる商標、④位置商標、⑤音商標という、5つの新しいタイプの商標が保護対象となりました。

視覚に訴える、動的な商標		視覚に訴える、静的な商標		聴覚に訴える
①動き商標	②ホログラム商標	③色彩のみからなる商標	④位置商標	⑤音商標
文字や図形が時間の経過に伴って変化する商標	文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標	単色又は複数の色彩の組合せからなる商標	図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標	音楽、音声、自然音からなる、聴覚で認識される商標
テレビやコンピュータ画面などに映し出される変化する文字や図形など	見る角度により変化して見える文字や図形など	商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など		CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など

※特許庁資料に加筆

■ 新しいタイプの商標で何ができるようになりますか？

①デジタル技術の進歩や多様な販売戦略に対応

デジタル機器の発達やインターネットの普及により、動画広告やサウンドロゴ、カラーマーケティングなど、企業のブランド戦略は多様化してきました。

従来の文字商標や図形商標といった視覚に訴える静的な商標に加えて、新たに動的な商標や聴覚に訴える商標を組み合わせることで、ブランドイメージを保護・強化することができます。

②海外からの模倣品への対処

保護される商標が広がったことで、例えば、海外から日本に入ってくる模倣品などに対して、被害を抑えてリスクを軽減することができます。

③新しいタイプの商標の諸外国への一括出願

新しいタイプの商標は、欧米諸国や一部アジアでは既に保護対象となっており、国際的な枠組みも整備が進んでいます。

「マドリッド協定議定書」に基づく国際登録出願により、新しいタイプの商標を日本の特許庁を通じて複数国へ一括出願ができます。

■ 新しいタイプの商標について注意点はありますか？

新しいタイプの商標は、高い識別力が必要とされます。

動き商標や音商標など先行する著作物がある場合は、著作権・著作隣接権が関係してくる場合があります。位置商標においては、意匠権との兼ね合いに留意する必要があります。

また、商標のタイプに合わせて特許庁に商標を登録出願する必要があります。新しいタイプの商標登録出願は2015年4月1日より受付開始されています。

浅野国際特許事務所は、『トータルブランドプロデューサー』として、新しいタイプの商標の戦略的な活用をバックアップする態勢を整えております。ぜひ弊所にお任せください。